

特許審査の実務、研修及び自己研鑽

特許審査第二部 車両制御 審査官 西本 浩司



1. はじめに

今回、「特許審査の実務、研修及び自己研鑽」というトピックに関して、紹介させて頂く機会を頂戴しました。私自身、現状の自己研鑽が十分でなく、本稿を執筆するに相応しい人物であるとはいえませんが、僭越ながら、一審査官の立場から、自己の特許審査実務とそれに伴う研鑽の必要性、庁の研修サポート体制、自己の受講した研修、更には自己研鑽の私見等について、自分の拙い経験から述べさせて頂きたく存じます。本稿が、特に若手審査官（補）の方々の参考になれば幸甚です。

2. 特許審査実務の紹介（担当技術分野等）

少々自己紹介させて頂きますと、私は現在、特許審査第二部運輸（車両制御）にて、主に、自動車関連技術分野（ステアリング技術、エアバッグ等車両安全技術等）の審査に従事しております。更に、数年前からは、近年増加する複合的要素技術に対応するため、従来の縦割り型審査体制では不十分であった審査体制を補うべく結成された、当部プロジェクト型審査グループ（ASV¹⁾（先進安全自動車（Advanced Safety Vehicle）プロジェクト）にも参画させて頂き、主に、自動車運動制御技術の先端分野に触れる機会も頂いております（平成17年9月現在）

審査官の業務については、特許審査は勿論のこと、それ以外にも特許協力条約（PCT）に基づく国際調査報告、国際予備審査報告の作成、国際的審査インフラ整備としての国際特許分類（IPC）の構築、分類（FI、Fターム）

リフォームの検討等も重要な審査付帯業務といえます。

その他、近年では諸外国審査官との国際協議も盛んになっており、私自身も審査協力を目的とする国際審査官協議に何度か参加させて頂き、過去に諸外国特許庁に訪問する機会も得ました。その際、ヨーロッパ特許庁、アメリカ特許庁、イギリス特許庁の方々と交流させて頂いた機会は大変有意義かつ刺激的であり、研鑽を含め、特許審査官業務は国際的に共通するものであることを再認識致しました。

3. 特許審査実務を行っていく上で必要と思われる研鑽知識

特許審査実務は、言うまでもなく技術と法律の融合した特殊な仕事であると認識しています。よく特許審査の理念として謳われております迅速、的確及び公平な審査を遂行するためには、研鑽が必要であることは皆様充分ご認識のことと存じます。自身の経験から、審査実務を行っていく上で特に必要で重要な知識は、少なくとも、技術力と法的知識であると思われませんが、近年では、上記のような業務の国際化に鑑み、語学能力もかなり必要なのではないかと考えます。また、的確な判断のためには、一般に幅広い知見、視野も必要不可欠であるところです。

以下、庁の研修体制について概観すると共に、主に（1）技術力に関して、（2）法的知識に関して、（3）語学に関して、（4）その他、に大別し、自己の研修受講経験、自己研鑽に基づく観点から、研鑽に対する私見を述べてみたいと思います。

1) ASV（先進安全自動車）については、例えば、http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/shou/index00_9.htmlを参照のこと。ただし、特許審査第二部ASVプロジェクト型審査グループで扱っている技術範囲とは一致しない点に留意されたい。

4. 庁の研修体制について

まず、外部の方向けに、当庁の研修体制について若干紹介させていただきます。幸い、我が庁の研修体制は、主として(独)工業所有権研修・情報館²⁾の実施による、庁年度研修実施計画に基づいた審査官等対象の様々な充実した研修プログラム(表1、2参照)が準備されており、審査官にとってかなり恵まれた研鑽環境にあると感じています。以下簡単に、当庁の主な研修体制について紹介致します。

4-1. 審査系職員研修

通常採用の場合、採用後、約3ヶ月にわたる「審査官補コース研修」があり、審査に関する基礎知識を学ぶこととなります。晴れて審査官補になると、次に「審査官コース研修」があり、ここでは、前期、後期の二期に分けて審査官として求められる実務知識等の研修が行われます(表1参照)。特に前期研修は、工業所有権四法+条約+審査実務に関する論述試験があり大変ハードです。

ただ、審査官になる為には誰もが通る道であり、審査官になるための登竜門とも言えます。また、特に、数年前から採用が開始された任期付審査官の方々や、実務経験(含:大学院後期課程在籍経験)を持つ採用者の方々の審査官研修は、通常4年間の審査官補期間を2~3年間で修得するシステムとなっており、かなりの負荷であると推察されます。その他、審査官昇任後も、「審査官任用後研修」、「上級審査官研修」等があり、審査実務の水準を上げる研修が準備されており、また、審査の続審である審判部の審判官になるための「審判官研修」が準備されています。

どの研修についてもいえることですが、プログラムが非常に充実しており、また、講師陣も知財分野における有識者の方々ばかりですので、大変有益な研修であると感じております。

4-2. 語学研修

語学研修においても、多彩なプログラムが用意されています。例えば、英語研修として、民間の語学学校にて

表1 審査官コース研修等

研修名	対象者	研修の概要
審査官補コース研修	平成17年4月1日付新規採用の特・実、意匠担当の審査官補心得及び同日任用の商標担当審査官補心得である者	特許庁が定める「審査官補コース研修実施要綱」に基づき、審査官としての基本姿勢及び審査に関する基礎知識、即ち、法律一般に関する予備知識、産業財産権関係の法令、条約、審査実務に関する初歩的専門知識の修得を図る。
審査官コース研修	前期研修 平成20年度中に特許法施行令第12条第1号に該当する者及び平成18年度又は19年度中に同条第2号に該当する者	特許庁が定める「審査官コース研修実施要綱」に基づき、産業財産権関係法令、条約、審査実務に関する専門知識の修得、この段階までに審査官として求められる実務知識及び事案解決能力の修得を図る。特許法施行令第12条第2号該当者で審査の事務に従事する期間2年で特許審査官に任用される者は入庁年に実施する。
	後期研修 平成18年度中に特許法施行令第12条第1号又は第2号に該当する者	特許庁が定める「審査官コース研修実施要綱」に基づき、審査実務に関する演習を中心として、実務に関する熟練度を高めるとともに審査官として広い視野と見識の修得を図る。
審判官コース研修	平成17年9月末までに特許法施行令第13条の1第1号又は第2号に該当する者	特許庁が定める「審判官コース研修実施要綱」に基づき、産業財産権関係の審判に関する専門知識の涵養を主とし、審判官としての能力・識見の修得を図る。
審査官任用後研修	審査官任用後3年目以上の者	審査の公平かつ迅速・的確な運用を図るため、審査実務に関する事例研究により実務に関する知識水準を高めるとともに、審査官、行政官としての広い視野と見識の修得を図る。
上級審査官研修	審査官任用後10年前後の者	指導的立場にある審査官として必要な指導能力の養成と実務処理における問題解決能力の修得を図る。

2)(独)工業所有権研修・情報館の人材育成業務については、<http://www.ncipi.go.jp/jinzai/index.html>を参照。

研鑽を積む機会が準備されている他、希望者等は必要に応じて、専門英語、国際会議、電子メールを利用したライティング英語、第2外国語（フランス語、ドイツ語、韓国語等）等の研修プログラムもあり、充実しています。また、別途（独）経済産業研究所の主催する英語合宿研修として、2日～2週間程度の多彩な集中語学研修プログラムが準備、実施されており、短期間に語学能力を向上させるには非常に効果的であると思われます。

4 - 3. 法律研修

審査官にとって必要不可欠な、知的財産法、周辺法等の法的知識を修得するため、大学の教授を招聘した法律

研修が必要に応じて開催されています。今年度は、当該研修の一つとして筑波大学星野助教授による民法研修（基礎編、応用編）が開催され、私自身も受講する機会を得ました。この内容については、後述致します。

4 - 4. 専門研修

行政ニーズ変化への感応度向上のための研修として、専門研修が準備されています。これには、産業財産権に関連した最新の知識、教養を修得するための特別研修や、業務に関連した実務的知識、素養を修得するための研修である実務研修、勤務時間外に職員が自主的に行う研修である自主研修等があります（表2（1）参照）。私が経

表2 専門研修等（主なもの）

(1) 専門研修

研修名	対象者	研修の概要
技術研修	特実・意匠審査系職員	特実・意匠審査系職員を対象に、最新の開発動向、技術的課題等の業務に関連した最新の技術知識を修得するための研修を実施する。
特別研修	全職員	産業財産権行政に関連した最新の知識、教養を修得する研修を実施する。
庁内講座	特実・意匠審査系職員	最新技術や基礎技術の業務に関連した技術知識を修得する研修を実施する。
自主研修	全職員	勤務時間外に職員が自主的に行う研修で法律、技術、実務等の業務に関連した最新知識を修得するための研修実施のサポートをする。

(2) 派遣研修

研修名	対象者	研修の概要
大学派遣聴講	全職員及び特実審査系職員	全職員を対象に、専門大学等へ聴講派遣し、知的財産権法、周辺法等の業務に関連した最新の法律知識及びIPマネジメント能力等の修得を図る。 （東京大学法学部、東京工業大学大学院、金沢工業大学大学院） 特実審査系職員を対象に、最新技術に係る大学等へ派遣し、最新技術の知識修得を図る。（東京大学工学部、東京農工大学工学部）
国内学会等派遣	特実審査系職員	最新技術の知識修得を図り、視野の拡大を図るため、国内の学会、セミナー、シンポジウム等に参加させる。
他省庁、関係団体等の研修・講習会等派遣	全職員	業務に関連する実務知識と素養を修得し、視野の拡大を図るため、人事院、他省庁、関係団体・機関等が主催する研修及び講習会等に参加させる。

(3) 現場実習

研修名	対象者	研修の概要
審査官コース研修 現場実習	審査官補	審査官コース研修の一環として、知的財産権制度が企業等においてどのように活かされているかを直接知ることにより、審査官としての資質の向上を図ることを目的とした現場（企業）実習を実施する。
民間派遣研修 （インターンシップ）	職員	企業等において知的財産関連業務を体験することにより、企業等の状況、知的財産戦略等を把握し、外部ニーズへの対処、施策の企画・立案等に役立てるため民間企業等に一定期間派遣する。
実習	全職員	特許審査・審判の事務に関して、必要な知識の修得を目的とした現場（企業等）実習を実施する。

表1，表2共に、（独）工業所有権情報・研修館、「平成17年度研修実施計画」より、主なものを抜粋。

験した自主研修についても、後述致します。

4 - 5. 派遣研修

派遣研修としては、大学派遣聴講、国内学会等派遣があります。大学派遣聴講には、先端技術を修得するものと法的知識を修得するものがあり、私自身も、後述しますように大変貴重な経験をさせて頂きました。学会参加については、当該分野の技術の研究開発動向を窺い知る貴重な機会であると思います（表2（2）参照）。また、必要に応じて海外学会に派遣されるケースもあります。

4 - 6. 現場実習

現場実習としては、上記審査官補研修、審査官コース研修において企業を訪問する機会があり、最近では、民間派遣研修として約1ヶ月程度民間企業で経験を積む研修（インターンシップ研修）も準備されています（表2（3）参照）。実際に民間企業における第一線の研究開発現場にて経験を積める機会は非常に有意義である、経験者から伺っております。このような制度は私の若かりし頃には無かった制度であり、羨ましい限りです。また、これらの経験は、官民間の常識乖離の防止にも繋がるものと思われます。

5. 今まで経験した研修内容、自己研鑽とその感想

5 - 1. 法的知識向上に関する研修、研鑽

特許審査官のうち殆ど全ての方は、理系大学・大学院を卒業・修了後に、理工系の国家公務員試験を経て技官として採用されるため、入庁時の法的知識については、積極的に自己研鑽している方を除けば、私を含め、殆ど素人同然であったと言っても過言ではないと思います。

そのため、法的知識の修得は特に重要であると、自分なりに入庁当時から感じておりました。幸いにして、上述のような優れた研修体制が庁で準備されていることから、特許審査実務に関する基礎的な法的知識は強制的（？）に身につけられるのですが、充分な幅広い法律知識を修得できていたのかと問われると疑問を感じざるを得ません。なぜなら、確かに、特許法等は実務に直結する法律ですから、修得せざるを得ないのですが、いきなり民法、民事訴訟法等の特別法に位置し、且つ実体法と

手続法の混在した難解な特許法から法律勉強として始めるのは、果たして正しい修得方法なのだろうかと若干疑問を感じていたところです。

また、研修プログラムにおける研修時間の少なさも挙げられると思います。民事訴訟法を集中的に学ぶ審判官研修でさえ、一般の大学の法学部のカリキュラムと比較するに、絶対勉強時間数が不足していることが否定できません。例えば、具体的に上記審判官研修においては3日間（6時間×3＝18時間）の講義時間＋レポート課題が課されるのみですが、一般の大学における法学部では、8単位（100分授業×50コマ＝約80時間強）＋演習（ゼミ）等を学んでおり、私達審査官が受講している時間数、内容面は到底十分であるとはいえない状況だと思いません。更に、特許法の一般法でもある民法を例に取りますと、大学の法学部の学生は、平均でも20単位（200時間超）は学んでいるでしょうから、上記審査系職員研修のみでカバーできているかということ、疑問の余地が拭い切れません³⁾。

私は幸いにして、平成13年度に大学派遣聴講制度（東京大学法学部）を利用させて頂き、法学部の授業を聴講する機会を得ることができました。この研修は、当時、大学にて法律の講義を受講したことがない自分にとって、非常に刺激的且つ有益なものでした。該派遣聴講制度は年間8単位までの制約があり、民法の一部（総論総則）と民事訴訟法の一部のみの受講しか許されませんが、権威ある大学の法学部で一から基礎を学べ、また実体法、手続法の一般法である上記科目の研鑽を積めたことは、入庁時、特別法の特許法から学んでいった自分にとって、遅ればせながらリーガルマインドを修得できた気がしました。余談ですが、この研修で大変驚きを感じたのは、学生の授業に対する真摯な態度でした。少なくとも見渡す限り、寝ている学生は一人もいませんでしたし、授業は超満員で、時間に少しでも遅れると、いい席に座れない恐れさえあった程です（席が前から埋まっていくという特異な状況も衝撃的でした。）。また、理路整然と講義される法学部教授の雄弁な話術に引き込まれていき、100分の授業があつという間だったのも記憶しています。こちらの派遣聴講は、学部生と同様、期末試験の受験も必須とされており、筆記試験も、鉛筆書きは禁止で万年筆かボールペンのみ使用可という非常に

3) 例えば、法学部のカリキュラムの例として、http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents_ex.htmlなど。

厳しい条件のものでしたが、そのため、聴講当時は自分なりに必死に勉強した記憶があります。

他、研鑽する機会を得た例としては、上記専門研修のうち自主研修の部類に入るものですが、数多くの重要な知的財産関係事件を取り扱われていた元東京高裁判事、現在は特許庁の法律アドバイザーでもいらっしゃる清永利亮弁護士（清永法律事務所）をオブザーバに迎えた、特許判例研究会に約4年半もの長期にわたり参加させて頂く機会を得たことも非常に有意義な経験でした。この自主研修は、業務時間後に、主にゼミ形式で、特許等に関する重要な判例について研鑽する場でしたが、判決文の読み方や評釈方法、法令解釈、個別具体的事案の法適用の仕方等、今まで殆ど学ぶ機会のなかった法的実務知識を修得できたことは、非常に有意義であったと思います。特に、特許審査実務は、現行法の客観的な意味内容を明らかにし、定立された規範を個別具体的事案にあてはめ、結論を導くという法解釈・適用をまさに行う現場であると認識しているところですが、このような法的思考能力は、今までなかなか修得研鑽する機会が得られなかったことから、特許裁判実務の第一線で活躍していらっしゃった清永先生の下で、上記思考につきご教示頂く機会を得たことは非常に貴重であったと心から感謝しています。なお、こちらの自主研修の内容に関しては、拙稿⁴⁾に詳しく紹介していますので、ご興味ありましたら目を通して頂ければ幸いです。

更に、今年度の上半期には、上記法律研修（民法研修）のスキームにて、筑波大学星野助教授による、民法研修（基礎編）を受講する機会を得ました。これは、民法の全体像（「総論・総則」、「物権」、「債権総論」、「債権各論」及び「親族・相続」）を全10回にわたって概観するもので、毎回レポートが課され大変ながらも、効率よく民法の全体像を眺めることのできた非常に良い研鑽機会でした。また、今年度下半期（10月開始）には、テーマ毎に議論を行う民法研修（応用編）も準備されているとのこと、次期当該研修も楽しみにしているところです。

その他、有益な研修としましては、文化庁主催著作権セミナーに参加させて頂き、知的財産法の一つである著作権法の概要を学べたことや、上記特別研修の枠で適時開催される、知財分野における有識者の方々の講演を拝聴する機会を得たことも非常に有益でした。今まで、私

が受講させて頂き印象に残っている当該講演を挙げますと、米国特許法及びその実務については、米国特許弁護士でいらっしゃる服部健一先生、木梨貞男先生、山口洋一郎先生、Mr. Harold C. Wegnerのご講演、ワシントン大学ロースクール竹中教授の日米特許法比較のご講義、民間企業の法務部の方によるライセンス契約に関するご講演等々が、特に印象的でした。

なお、上記審査官コース研修は義務研修ですが、その他の研修については、全ての審査官の方々が受講できるとは限らない任意研修です。要望としましては、これら法的知識の向上は、審査業務を行う上で必ず助けになるものと確信しておりますところ、是非一人でも多くの希望する審査官が受講できる体制を構築して頂ければと存じます。

5 - 2. 技術的知識向上に関する研修、研鑽

次に、技術力については、原則、理工系学部、大学院を卒業、修了している技官の特許審査官にとって、これ以上、技術的知識研鑽の必要性はないのでは？という意見もあるかもしれません。現に、博士号等、輝かしい経歴をお持ちの審査官もいらっしゃると思います。

しかしながら、特許審査の担当分野は、必ずしも自分の専門分野となるとは限らず（寧ろ専門分野に該当する方が稀であると思われます。）、また、技術は日々進歩している現状から鑑みれば、当該技術分野の研鑽はプロとして当然必要ではないかと思料します。

私の担当技術分野においても、上述しましたように、近年特許分類の枠を超えた複合技術発明（例えば、担当している自動車技術分野で言えば、ブレーキ、サスペンション、エンジン、ステアリング等が複合的に制御される車両運動制御技術や、自動車制御ロジックそのものに関する技術等）が増加しており、また、これらの技術は日本の先駆的な技術であり、国際的に見ても産業競争力の強い分野であることから、知見を研鑽して的確な審査を遂行する必要性があると感じています。

この技術的知識を修得する方法としてノーマルな手法は、実際の審査実務を通じて、審査対象案件、特許公報等から修得する方法が一般的と考えますが、応用技術の特徴的部分が主として開示されている特許公報からでは、基礎的、体系的技術の十分な理解は難しいのではないかと思います。

4) 西本、「清永判例研究会について」、特技懇218号

私が、大学にて専門としていなかった技術的知識向上のために経験した庁のサポート体制としては、上記技術研修の枠で受講した外部大学等講師による「電子回路」、「電気回路」研修、「ポリマー概論」研修が非常に有意義でした。更には、上記派遣研修の機会に恵まれ、大学派遣聴講（東京大学工学部）にて、自身が大学で専攻していなかった工学基礎科目を学ぶ機会が与えられたことも非常に貴重な機会でした。

また、学会参加をし、研究開発動向の把握に努める必要もあると感じます。自動車工学に関しては、社団法人自動車技術会⁵⁾が年に二回の学術講演会を開催していることから、該学術講演会には極力参加するように心掛け、研究開発動向を把握するようにしています。また、当該自動車工学については、大学で専門的に研究しているところも少ないことから、一部のカーマニアの方を除けば、自主的に専門知識を修得することが非常に困難であると思われる。現に私も、担当分野の当該知識を実務を通して独学で修得するには多大な負荷が伴いました。その点、今年9月に、同自動車技術会主催の有識者講師陣による自動車工学に関する座学講義に参加する機会を頂き、自動車工学の体系的理解を得ることができたことは、非常に有益でした。この自動車工学講座は、「車体設計」、「振動騒音」、「アクティブ、パッシブセーフティ」、「制動性能」、「運動性能」、「エンジン性能」及び「動力伝達装置」につき、当該知識を学ぶものです。この研修は、主に当該分野における技術者養成を目的としているものですが、自動車関連分野をご担当の審査官の方々は受講されると良いのではと考えます。

その他、特に参考になった研修としては、上記現場実習として、自動車整備実習に参加させて頂いたことも非常に有益でした。この研修は、実際に自動車整備学校⁶⁾に通い、作業服（所謂「つなぎ」）を着用し、スパナ等工具を片手に、自動車のエンジン等装置の組立、分解等の整備実習するもので、該実習を通して自動車技術の理解を深めるものです。この体験により、普段、書面で見ることのない自動車部品の現物を目の当たりにした機会を得たことは、自動車技術の理解に資するものであったと実感しますし、実際、苦勞して組立、分解することにより自動車技術が「体得」でき、理解が飛躍的に向

上した感があります。また、過去に整備実習を体験した審査官の当該実習に対する感想も非常に良いものと聞いています。自動車技術関係の審査をなさっている審査官は、上記自動車工学の座学講義と当該現場実習をセットで受講されることを強くお勧めします。

最後に、効果的と思われる研鑽方法は、やはり自動車メーカー各社に企業訪問し、当該分野の第一線にて研究開発に携わられている方々から直に説明頂く機会を得ることや、対象技術を搭載した実車に、テストコース等で試乗させて頂き、実際に出願されている発明が如何に機能するのかを、五感を通じて体感することが、自動車技術「体得」に非常に有益であると感じます。こちらは、自動車メーカー各社に協力頂くことが必要不可欠ですが、そのような出張機会を積極的に持つことが、非常に大切だと思います。

5-3. 語学力向上に関する研修、研鑽

この点については、私自身、伸び悩んでいる能力の一つです。語学研修についても、庁では多彩な研修プログラムが用意されているところです。私が経験した語学研修としては、庁から業務時間後に語学機関に派遣される義務研修の他、更に、必要に応じて語学機関に派遣される任意研修（オーラル、国際会議）（独）経済産業研究所において開催される1～2週間程度の合宿英語研修（ディベート、プレゼンテーション、リスニング等）更に、電子メールを利用したライティング英語、第2外国語としてのドイツ語語学研修等を受講させて頂く機会を得ました。こちらに関しては、自身の能力のなさから十分に修得できたとは言えない結果に終わってしまっていますが、語学研鑽の貴重な機会を頂いたと感謝しています。該研修から得られたことは、語学力の向上は言うまでもないことですが、年次、所属の異なる様々な方と出会うこと、語学を通じて異文化を学べたこともまた、魅力的であったと実感します。

これらは非常に有益な研修でしたが、やはり、英語に真剣に取り組むべき状況としては、業務を通じた外国文献の検索、読解、特許分類改正プロジェクトにおけるコメントの検討、作成、更には、国際審査官協議での外国特許庁出張、外国審査官受入業務が最も真剣かつ、語学

5) 社団法人自動車技術会については、<http://www.jsae.or.jp/>を参照。

6) 私が派遣された整備学校（トヨタ東京整備専門学校）については、<http://www.toyota-jaec.ac.jp/top.html>を参照。

力向上に効果的であったのかもしれません。要は、緊張感が大事だということでしょうか。

しかしながら、ここまで拙稿を読んでもくださった読者の中には、私に不足しているのは日本語作文能力で、そもそも日本語を研鑽すべしというご印象を持たれた方もいらっしゃるかもしれません。書面主義下で仕事を行う特許審査業務においては、まずは、正しい日本語修得の機会も大切な要素と痛感します。

6. 自己研鑽の機会、方法について

次に、僭越ながら、自身の拙い自己研鑽方法について多少述べさせていただきます。こちらは参考となるかわかりませんが、何かお役に立てれば幸いです。

6 - 1. 勉強会の開催

現在、昼休みを利用し、気の合った仲間で開催している勉強会に参加しております。内容は、審査基準、法令一般、実務関連トピック等ですが、勉強のみならず、情報交換なども兼ねているため、大変気分転換できます。また、この場を利用して、問題の共有化等も図れます。メンバーも同期や同僚、法的、事務処理能力に長けた事務官の方々、等です。勉強会の中には、入庁以来10年以上続いているものもあり、殆ど1週間の日常の一部と化し、自分の中で非常に有意義且つ大事な一時であると感じています。私に付き合ってくれている勉強会のメンバーの方々には、この場をお借りして、感謝の意を表したいと思います。

勉強会の利点は、独学においては、動もすれば間違った方向に進むかもしれないリスク回避と、相互に教え合うことによる知識の共有化、研鑽の相乗効果が挙げられますし、また、勉強以外の雑談や情報交換等その効果は計り知れないと確信します。是非、皆さんも気の合った仲間勉強会を立ち上げてみられては如何でしょうか。

6 - 2. 大学等の利用

研鑽といえば、やはり大学での勉強が効果的であると考えます。現在では、社会人入学制度を導入している大学も多数存在していると聞いています。私事で恐縮ですが、上述の自主勉強会（判例研究会）や、大学派遣聴講

等から刺激を受け、業務で必要か否かを問わず、法律を学ぶ必要性に目覚め、現在、大学法学部（通信教育課程）⁷⁾に再入学し、卒業を目指し研鑽を積んでおります。入学から早4年目を迎えましたが、ようやく、今年度末に卒業の目途が立ったところです（学士入学ゆえ、最短2年半で卒業できるカリキュラムだったのですが……）。通信教育と雖も、著名な大学教授の授業をスクーリングで拝聴でき、且つ通学課程に比して経済的であるため、個人的には非常にお勧めです。仕事をしている以上、時間の制約は避けられないところですが、当該制度であれば自分の都合の良い時に学習可能な点から、利便性にも優れていると思います。また、当庁においては、数多くの審査官の方々が通学され、又卒業生も多数おられると聞き、この事実も、私が大学入学を決意し、学生生活を継続できている支えとなっています。法律を学ぶ利点として、リーガルマインドを取得できることはいうまでもないことですが、法律学習を通じて今まで見えなかった社会規範や社会現象等を知り得たことは非常に有意義であったと実感しています。また、遅まきながら、各法律は全て有機的に結合している事実、例えば、特許法と言えば、一般法の民法、民事訴訟法、刑法、更には行政不服審査法、行政事件訴訟法等と密接に関連していることを伺い知れたことも大変視野が広まりました。時間的な制約から、卒業単位取得、卒業論文作成には多大な苦勞が伴ったことも事実ですが、それ以上に得るものも多く、入学して大変良かったというのが正直な感想です。通信教育ならではの利点として、他の職業を持ちつつ勉強されている様々な方と知り合え、刺激を受けたことも非常に有益であったと感じています。しかしながら、卒業がゴールではなく、やっと勉強のスタートラインに立てたというのが実感です。法律は今後も研鑽を継続したい科目の一つです。

また、各地で開催されている市民大学などを利用すると、一流の講師による質の高い講義を気軽に聴講できます。例えば、私の在住しているさいたま市においては、市民大学として「宇宙大学」なる天文学専攻の講義が昨年度開催され、国立天文台、大学等の高名な教授陣の方々のお話を全10回にわたって拝聴できる機会を得ました。ここでの講義では、広大な宇宙の神秘に胸を打たれることも多く、日々の悩み事等がちっぽけに感じ、非

7) 私が入籍している大学（中央大学法学部（通信教育課程））については、<http://www.tsukyo.chuo-u.ac.jp/>を参照。

常に気分転換できたことを覚えています。

その他、近年では、DVDやインターネットを利用した学習を提供している機関もあり、時間に追われた社会人にとっては一考の価値があるかと思います。

7. その他、私見等

審査官コース研修等の所謂義務研修は、業務の一環として強制力を伴い行われるため、自然と、或いは強制的(?)に身に付くものと思われま。しかしながら、自己研鑽となると、自身で目的意識を持って主体的に行わなければ、遂行が困難であると思料します(自戒の念を込めて)。なぜなら、余分な自己研鑽を行わなくても、日々の基本的な特許審査業務は可能ですし、仕事、生活及び趣味等々に追われた多忙な日常において研鑽時間を捻出するのは非常に困難だからです。特に、結婚して子供が生まれたりすると、私生活は充実する一方で、自分の為に費やす時間のなさに嘆いておられる方も多いのではないのでしょうか。そのため、自己研鑽の時間を確保するためには、時間管理という概念が非常に重要となると思います。

この時間管理に関しては、「時間とは出来事の連続体である」と定義し、二つの軸、即ち「緊急軸と重要軸」で出来事を捉え、4つの象限、即ち、「緊急かつ重要」、「緊急ではないが重要」、「緊急であるが重要でない」及び「緊急でなく重要でもない」事象(以下、順に「第1領域」～「第4領域」という。)に分類した概念(表3)が紹介されているものがあり⁸⁾、かつてその効率的且つ説得力のある考え方に、自身は目から鱗が落ちた覚えがあります。以下、参考まで内容を簡単にご説明しますと、概して、日常業務においては「第1領域」が多く、中には「第2領域」に多くの時間を取られている方が多いのではと思われます。「第1領域」及び

「第1領域」が共通するのは、緊急であることで、この状況下で過ごす、ある種の達成感は味わえますが、緊急中毒に冒され、ストレスは溜まり、肉体も疲れ果ててしまう恐れがあります。そして「第1領域」及び「第2領域」の仕事が終わると、「第1領域」に向かい寛ぐ... 日々このような繰り返しに陥りがちではないでしょうか。しかし、本当に大事なものは「第1領域」を作り出すことで、勿論、自己研鑽は「第1領域」に分類されることです。「第1領域」の活動が増すと、心の安定をもたらし、何より「第1領域」は「第1領域」の予防・予知が出来、結果的に「第1領域」が次第に減ることになるようです。「第1領域」が重要なのは自明ですが、では「第1領域」を何処から捻出するかということ、それは「第1領域」又は「第2領域」からで、これらの事象の出来事を主体的にマネジメントすることが必要だと説かれます。でないと、逆に出来事にコントロールされてしまうことになってしまうとのことです。この概念は、自己研鑽のみならず特許審査業務や、私生活にも有益であると信じます。

自ら主体性をもって研鑽を行い、得る知識とメリット

表3 時間管理のマトリックス⁸⁾

	緊急	緊急ではない
重要	<p>第1領域</p> <p>危機や災害 差し迫った問題 締め切りのある仕事、会議 病気や事故 クレーム処理 壊れた機械の修理 むずかる赤ん坊</p>	<p>第2領域</p> <p>勉強や自己啓発 豊かな人間関係作り 健康的な身体作り 準備や計画 予防 価値観の明確化 真の意味でのレクリエーション エンパワーメント(自発性)</p>
重要ではない	<p>第3領域</p> <p>さまざまな妨害・邪魔 多くの重要でない電話 多くの重要でない郵便物や報告書 多くの重要でない会議 重要でない差し迫った問題 みんながやっていること 突然の来訪 無意味な接待や付き合い</p>	<p>第4領域</p> <p>噂話などの暇つぶし 意味のない活動 見せかけの仕事 とりとめのないだらだら電話 多くのテレビ番組やコミック 現実逃避 単なる遊び 待ち時間</p>

8) 時間管理については、「7つの習慣 最優先事項 「人生の選択」と時間の原則」(スティーブン・R. コヴィー (著), レベッカ・R. メリル (著), A. ロジャー・メリル (著), Stephen R. Covey (原著), Rebecca R. Merrill (原著), A. Roger Merrill (原著), 宮崎伸治 (翻訳))を参照。

は、計り知れないものがあると感じます。一つ、研鑽時間の確保としてお勧めなのは、早朝時間の活用が挙げられます。平日夜は業務や付き合い等で精根尽き果て、週末はレジャー等で英気を養い、また家族、友人との時間を大切にすることも多いと思いますが、早朝に関しては、睡眠に費やされている方が多いと推察されます（上述の「第領域」）。早朝は、確かに早起きが辛いところではありませんが、習慣化すれば苦になりませんし、自分の時間を充実させられるものと信じます。また、健康にとっても非常に良い習慣だと感じています。その他、有給日数の一部を研鑽に活用するのも一つの手ではないでしょうか。

これら自己研鑽の達成には、動もすれば流されがちな日々において、自らを目標に導く計画性と当該自己研鑽を効率よく遂行する観点から、強力な所謂自己リーダーシップ、自己マネジメント⁹⁾を必要とする場合もあるでしょう。自己リーダーシップ、自己マネジメントについては、紙面の関係上詳述できませんが（脚注9文献等参照）これらの構築は、自己研鑽以外に、独立して業務を行う比率の高い日々の特許審査業務自体においても、大変有益であると確信しているところです。

自己研鑽の利点は、知識という財産を得ることができ、知的好奇心を満たすことは言うまでもないことですが、研修、研鑽を通じて、普段知り合うことのない他室、他部の方々と、知り合うことができる点も大きなメリットであると感じています。特に、自主研修などは、研鑽意欲の高い方々が出席される蓋然性が高く、そのような方々と知り合うことは何物にも代え難い財産だと思料致します。

8. 最後に

以上、貴重な紙面をお借りし、僭越ながら研修及び自己研鑽について思いつくまま書き連ねてしまいました。貴重な時間を割いて、私の拙文を最後まで読んでくださった方々にお礼申し上げます。私自身、研鑽が十分であると到底言い難く、もっともっと学習時間を持たなくてはと危機感を持っている一人です。きっと、数多くの研修及び自己研鑽を積み重ね、素晴らしいノウハウをお持ち

profile

西本 浩司（にしもと こうじ）

平成5年4月 特許庁入庁
平成11年4月より現職

ちの方々の方が内に多数いらっしゃると思われまふ。正直、私自身、仕事、研鑽のみならずレジャー等プライベートの時間も沢山持ちたいと考えているところです。要は、限られた時間資源の中で、自己リーダーシップ、自己マネジメントを発揮し、時間管理を適切に行うことにより、仕事、研鑽、日常生活及びレジャー等を如何にバランス良く配分するかに尽きるのではないのでしょうか。

特に、若手審査官（補）の方々へ。特許審査実務は日々案件処理に追われる、単調で地味な仕事だと感じ始めている方もいらっしゃるのではと思います。正直、私もそのように感じる時期がありました。しかし、見方を変えれば、この業務は仕事をすればするほど知識量の増す、稀少な仕事であると感じます。この先、特許審査実務等において様々な「壁」に当たることもあるかもしれませんが、その「壁」はひょっとしたら新しい可能性への「扉」なのかもしれません。その「壁」を「扉」に変えるのは、自己研鑽等、自らの主体的な選択ではないでしょうか。是非、積極的な研鑽を積み重ね、たった一度しかない人生を有意義なものとしてください。

最後となりましたが、本稿を執筆するにあたり、（独）工業所有権情報・研修館、研修担当者様には資料等の提供、ご助言を頂き、厚く御礼申し上げます。なお、本稿中の意見の部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

9) 自己リーダーシップ、マネジメント等については、「7つの習慣」(スティーブン・R・コヴィー (著)、ジェームス スキナー (著)、Stephen R. Covey (原著)、川西 茂 (翻訳) キングベアー出版)、「第8の習慣」(スティーブン・R・コヴィー (著)、フランクリン・コヴィー・ジャパン株式会社 (編集)、キングベアー出版) が著名である。